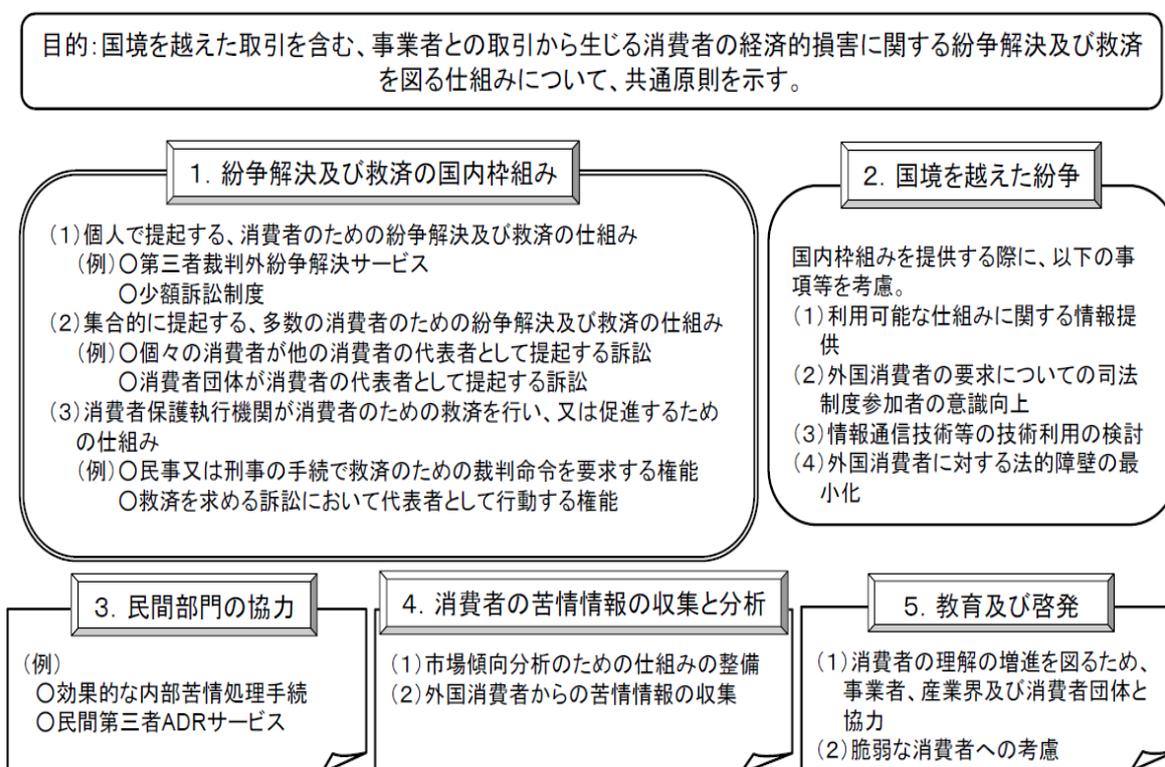


3. 消費者の損害に関する紛争解決・救済の拡充に向けた動き

近年、内外において、消費者の損害に関する紛争解決・救済を拡充する動きが見られる。国際的には、主要先進諸国が加盟するOECDが昨年7月に「消費者の紛争解決及び救済に関する理事会勧告」を採択しており、各加盟国は、5年以内を取組状況を報告することが義務付けられている。

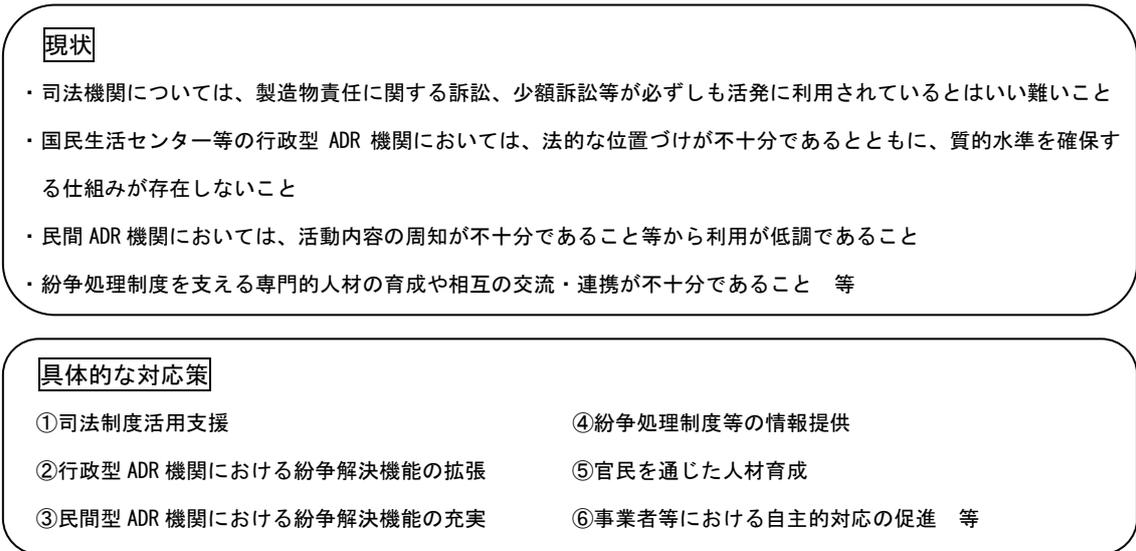
国内では、昨年6月に、国民生活審議会が安部総理（当時）に対して、「国民生活における安全・安心の確保策について」意見具申を行い、その主要項目の一つとして、消費生活を巡る紛争処理・被害救済の充実のための方策を提言し、政府に早期の具体化を求めている。

(図表 3-39) 消費者の紛争解決及び救済に関する OECD 理事会勧告の概要



(出所) 内閣府国民生活局作成資料による

(図表 3-40) 国民生活審議会意見「国民生活における安全・安心の確保策について」の概要(抄)



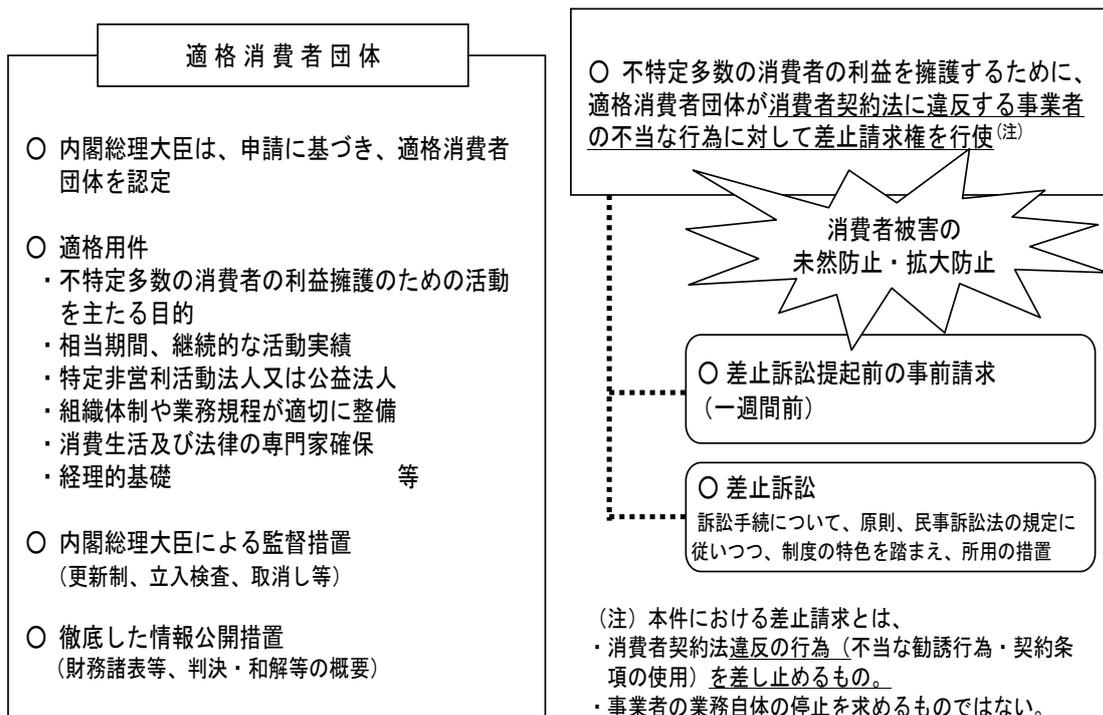
(出所) 内閣府国民生活局作成資料による

4. 消費者団体訴訟制度を巡る動き

消費者の利益擁護活動を継続的に行うなど適格性を有するとあらかじめ決められた一定の消費者団体が、消費者全体の利益を擁護するために訴訟を提起することを可能とする制度として、消費者団体訴訟制度がある。ドイツ、フランス、イギリスなど EU 各国で広く導入されており、消費者被害の未然防止、拡大防止において相当の役割を果たしている。

日本では、改正消費者契約法（平成 19 年 6 月施行）によって、同制度が導入され、平成 20 年 3 月時点までにおいて適格消費者団体 5 団体が認定された。

(図表 3-41) 日本における消費者団体訴訟制度の概要



(図表 3-42) EU諸国における消費者団体訴訟制度の概要

国	法令	権限	適格消費者団体数	主な消費者団体による訴訟進行等
ドイツ	差止訴訟法	・不当約款条項の使用の差止、推奨の差止、推奨の撤回の各請求 ・消費者保護法違反行為に対する差止請求	69団体 消費者センター総連盟 (VZBV) 等	・基本的に全国中央団体であるVZBVが交渉や訴訟提起を行い、地方団体が行う例は少ない。ほとんどが警告・交渉で解決し、訴訟に至るのは1～2割である。 ・VZBVは、不正競争防止法に関して年平均約60件、不当条項に関して年平均約40件の訴訟を提起している。
	不正競争防止法	・不正競争防止法違反行為に対する除去、差止請求 ・不正競争行為により得た利益の国庫返還請求		
	書籍価格拘束法	・書籍価格拘束法違反行為に対する差止請求		
	法律相談法	・消費者個人の損害賠償請求権の譲渡に基づく請求	ベルリン消費者センターなど	
フランス	消費法典	・民事訴権 (差止・損害賠償請求) ・不正行為差止訴権 (不当条項削除訴権を含む) ・消費者による損害賠償訴訟への訴訟参加 ・共同代理訴権 (損害賠償の代理請求)	全国レベル 18団体 地方レベル 824団体 消費者連盟 (UFC) 消費・住居・生活の枠組み連合 (CLCV) 等	・UFC・CLCVの消費者団体が積極的に訴権を行使しているが、交渉で解決するケースが多く、訴訟に発展するのは交渉案件の約1～2割程度であり、民事訴権が多い。 ・UFCでは年平均して約100件の訴訟が係属し、うち不当約款の差止訴訟は年5～6件。
イギリス	1999年 不公正条約規則	・不公正条項の使用、推奨の差止請求	1団体 消費者協会 (CA)	消費者協会 (CA) が、不当条項に関して2003年に交渉を行った件数は約10件。
	EnterpriseAct2002	・消費者保護法違反行為の差止請求 (不公正条項規則違反も含む) ・競争法違反行為に対する2人以上の消費者の委任に基づく損害賠償請求	1団体 消費者協会 (CA)	
オランダ	民法典3編305条	・団体の定款に利益促進が定められているかぎり、同種の利益保護の訴訟が可能	財団又は社団であれば認可などは不要	・全国的に活動する消費者団体は1団体 (「コンスメンテンボンド」) のみである。訴訟に発展する件数は少なく、事前交渉、ADRの活用が中心。
	民法典6編240条	・不当約款条項の使用又は促進の禁止、使用推奨の撤回命令		
イタリア	消費者権利法	・消費者利益侵害行為の防止、差止請求	14団体	・訴訟に発展するのは、1団体あたり年間数件程度。交渉、商工会議所による仲裁によって解決されることが多い。
	民法1468条 (6) 条	・普通取引約款における不公正条項についての使用差止請求	消費者利用者協会など	

(出所) 内閣府国民生活局作成資料による

5. ADR (Alternative Dispute Resolution: 裁判外紛争解決) を巡る動き

ADRとは、判決などの裁判によらない紛争解決方法を指し、民事調停・家事調停、訴訟上の和解、仲裁及び行政機関や民間機関による和解、あっせんなどを意味する。

日本におけるADRの基本法的性格を有するADR法 (裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律 (平成16年法律第151号)、平成19年4月1日施行) は、紛争解決手続きを担う業者についての認証制度を設けており、これまでに日本スポーツ仲裁機構等の5団体が認証を取得している。

また、金融分野においては、金融商品取引法によってADR的な機能を担う認定投資者保護団体制度が導入され、これまでに生命保険協会、損害保険協会が認定を取得している。

(図表 3-43) ADR の分類例

<手続構造に着目した分類>

調整型	裁断型
紛争の解決を図るため、当事者間の合意を調達しようとするもの (例) 民事調停 裁判上の和解 調停・あっせん 等	あらかじめ第三者の審理・判断に従うという一般的合意の下に手続を開始させるもの (例) 裁定 仲裁 等

<設営機関に着目した分類>

司法型	行政型	民間型
裁判所内で行われるもの (例) 民事調停・家事調停 裁判上の和解	独立の行政委員会や行政機関等が行うもの (例) 公害等調整委員会 建設工事紛争審査会 (中央・地方) 国民生活センター 等	民間組織や弁護士会、業界団体等が運営するもの (例) 国際商事仲裁協会 弁護士会仲裁センター 各種PLセンター 等

(出所) 司法制度改革推進本部 ADR 検討会第 1 回資料

※一般的には「あっせん」「調停」「仲裁」による解決をADRと呼んでいるが、当事者間の自主的な解決を促すために第三者行う「助言」(例: 相談)をADRの一つに含める考え方もある。

(図表 3-44) 金融分野の業界団体・自主規制機関におけるADR法の認証及び金融商品取引法(認定投資者保護団体)の認定取得についての検討状況(平成19年6月時点)

ADR法の認証取得について(18団体の回答内訳)													
取得することによる利点の有無等				取得するにあたり障害となる事項の有無等				検討状況					
取得することによる利点がある。				取得するにあたり障害となる事項がある。				取得することによる利点はない。	早期に取得を考えている。	取得予定(時期は未定)	取得を検討中	現在のところ取得予定なし。	その他
14			11										
国の認証により業務の公正性・適正性が担保されることが利点である。	時効中断効があることが利点である。	その他の利点がある。	取得することによる利点はない。	報告義務等の発生が障害となる。	認証の取消しが障害となる。	検査があることが障害となる。	その他の障害となる事項がある。						
14	2	0	4	3	1	2	8	7	0	0	0	14	4

認定投資者保護団体の認証取得について(18団体の回答内訳)													
取得することによる利点の有無等				取得するにあたり障害となる事項の有無等				検討状況					
取得することによる利点がある。				取得するにあたり障害となる事項がある。				取得することによる利点はない。	早期に取得を考えている。	取得予定(時期は未定)	取得を検討中	現在のところ取得予定なし。	その他
16			12										
国の認証により業務の公正性・適正性が担保されることが利点である。	和解が成立した場合の事故確認義務が免除されることが利点である。	その他の利点がある。	取得することによる利点はない。	報告義務等の発生が障害となる。	認証の取消しが障害となる。	検査があることが障害となる。	その他の障害となる事項がある。						
14	2	2	2	2	1	2	10	6	0	0	1	11	6

(出所) 金融庁金融トラブル連絡調整協議会(第33回)資料(金融分野の18の業界団体・自主規制機関からのアンケート調査回答)より作成